

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●外国法人の範囲（金商業等府令第一条第四項第十二号等、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第四十二条第二号等）	
1	「外国法人」とは、外国法に基づき日本国外で設立された法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）であるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
2	「外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めがあるものを含む。）」の範囲は、平成 26 年 3 月 28 日付で金融庁から公表された『金融商品取引業等に関する内閣府令』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）に対するパブリックコメントにおける「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」において示されたものと同様という理解でよいか。	貴見のとおりです。
3	日本法人が海外にて外国法に基づき設立した子会社等のいわゆる海外現地法人は外国法人に該当するという理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、海外現地法人から情報を入手する場合、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）に係る情報と国内法人に係る情報が混在することも想定されることから、この点に関し、平成 26 年 3 月 28 日付「非公開情報の授受の制限に関する Q&A」において考え方の明確化を行っています。
4	外国法に基づき設立された外国法人の日本支店（外資系銀行の東京支店等）は、当該外国法人本社と同一の法人格に属することから、外国法人であるという理解でよいか。 また、日本法人本社と同一の法人格に属する海外支店は外国法人に該当しないという理解でよいか。	個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、その名称にかかわらず支店・支社が独立した別の法人でない場合については、基本的に、貴見のとおりと考えます。
5	外国法人の国内支店は外国法人と同一と考えてよいか。	
6	令和 3 年 5 月 19 日に成立した新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律における「国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設」との関係について尋ねたい。	個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、国内における営業所又は事務所が日本の法令に準拠して設立された法人である場合には、当該営業所又は事務所は「外国法人」には該当しないと考えられます。

	<p>同改正法は、グローバルな拠点再配置の加速に呼応し、海外の金融機関・資金を日本に取り込むため、外国の投資運用業者に対し一定の期間、届出制の下で国内における業務を認めるものと理解。他方で、海外投資家等特例業務届出者には、国内に営業所又は事務所の設置が義務付けられているから（改正金商法第 63 条の 9 第 6 項第 2 号ロ）、本件改正において非公開情報授受規制の対象外となる「外国法人」にはあたらないと理解している。まず、この理解が正しいか確認したい。</p> <p>当該海外投資家等特例業務届出者については、引き続き非公開情報授受規制を適用すべきである。海外（例えば香港）において、投資運用業者に対するいわゆるプライムブローカレッジサービスは、基本的に日本でいう銀行・証券の区分はなく、有価証券の売買の媒介や信用供与、資金決済管理、カストディ業務などが一体的に提供されている。したがって、当該投資運用業者を対象外とすれば、日本の銀行グループが大きなシェアを握りかねない。しかし、海外ファンドは、昨今みられるように、日本企業に対して敵対的 TOB を仕掛けるなど、活動を活発化しており、このようなファンドに対して日本の金融機関が金融サービスを提供することは利益相反を想起しうる。非公開情報授受規制の対象とした場合、投資運用業者がファンドレイズを行う毎に（当該ファンド毎に）同意書の提出を要することになるため、各ファンドの性質に照らして、当該ファンドに対して金融機関が金融サービスを提供すべきか判断できる。利益相反防止の観点からも有効な施策であり、海外投資家等特例業務届出者については、引き続き非公開情報授受規制の対象とすべきである。</p>	<p>なお、令和 3 年改正金商法により新設された移行期間特例業務、海外投資家等特例業務の両業務ともに、国内に営業所又は事務所を設置することが義務付けられています。</p> <p>ご意見につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>
7	<p>当該規定にある「外国法人」とは、あくまで「日本法人以外の法人」という理解でよいか。金商業等府令第 32 条第 3 号では「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者」を規定しているが、同様の規定は適用されないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、今般の内閣府令の改正における外国法人とは、ご指摘のような、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していないことを要件とするものではなく、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国の法令に準拠した法人格を有さない各種団体のうち代表者又は管理人の定めがあるものを指します。</p>

8	<p>「法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるもの」には、日本法でいえば組合に相当するようなものも含め様々な団体が広く含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものでありますが、ご指摘のケースが、外国の法令に準拠した法人格を有さない各種団体のうち代表者又は管理人の定めがあるものである場合については、「外国法人」に該当します。</p>
<p>No. ●外国法人に係る情報の範囲</p>		
9	<p>日本法人の法人形態を採用していない海外支店・支社の取引に係る情報は、外国法人に係る情報には該当せず、非公開情報に該当するという理解でよいか。</p>	<p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、その名称にかかわらず支店・支社が独立した別の法人でない場合については、基本的に、貴見のとおりと考えます。</p>
10	<p>外国法人の法人形態をとっていない日本の支店・支社の取引に係る情報は、外国法人に係る情報であるため、非公開情報に該当しないという理解でよいか。</p>	
11	<p>外国銀行支店は、銀行法第4条第1項の規定に基づく営業免許を得て日本国内で銀行業を営んでいるが、外国の法令に基づいて設立された外国銀行が我が国に設置した支店であり、外国の本店と同一の法人格内の組織として外国の本店に直接従属するものであるから、「外国法人」に該当するとの理解でよいか。一方、邦銀の海外支店については、邦銀の本店と同一の法人格内の組織であるため、国内法人であり、その情報は「非公開情報」として、従前どおりの規制が及ぶとの理解でよいか。</p>	
12	<p>委託者・受益者や運用指図者が居住者・非居住者や内外法人のいずれかの如何を問わず、ファンドの置籍地（設立根拠法のある国・地域）やトラスティが外国であるため、外国籍ファンド（契約型・信託型）の取引に係る情報は、非公開情報に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘の情報が外国法人に係る情報であるか否かにより判断されるべきものであり、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国の法令に準拠した法人格を有さない各種団体のうち代表者又は管理人の定めがあるものについては、「外国法人」に該当すると考えられます。</p>
13	<p>日本の信託銀行の信託勘定のうち、外国法人が委託者・受益者である信託の取引は、日本法人である信託銀行の情報であるため、非公開情報に該当するという理解でよいか。</p>	<p>また、ご指摘のケースのような場合、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）に係る情報と国内法人に係る情報が混在している場合があります。そのような場合における取り扱いは従前の通り、平成26年3月28日付「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」の考え方が基本的に維持されます。なお、今般の内閣府令改正を踏まえ、平成26年3月28日付「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」の必要な見直しを行っています。</p>
14	<p>外国法人ジェネラルパートナーであり、外国の法律に基づくリミテッドパートナーシップの取引に係る情報は、リミテッドパートナーが居住者・非居住者や内外法人如何を問わず、ファンドの設立根拠法のある国・地域が外国であり、また、ジェネラルパートナーが外国法人である場合、非公</p>	

	<p>開情報に該当しないという理解でよいか。</p>	
15	<p>金商業等府令第1条第4項第12号は、非公開情報として発行者である会社に係る重要な情報と顧客の取引等に係る注文動向を含む特別の情報の2つの情報を定義しているところ、改正案においてはこの2つの非公開情報から「外国法人に係るもの」を除くとされている。この点、クロスボーダーのM&Aや海外子会社も含めたグループ全体の戦略に係る情報等、外国法人に係るものと国内法人に係るものが混在している情報も実務上多く存在すると思われるが、このような情報は「外国法人に係るもの」には該当しないとの理解でよいか。仮にこのような情報が態様によっては「外国法人に係るもの」に該当すると解釈される場面があるとすると、このような場면을意図的に作出して国内法人の情報共有を図るような潜脱的な行為が行われることが懸念されるほか、意図的でなくとも結果として国内法人に係る情報が共有されることで、当該国内法人の利益が害される懸念があると思われる。よって、「外国法人に係るもの」に関する解釈及び監督は厳格に行われる必要があると考えるが、国内法人に係る情報の共有を防止するための取扱いの詳細は、今後、Q&Aなどで明らかにされるという理解でよいか。</p>	<p>同一金融グループ内の銀行や証券会社が顧客である法人から間接的に受領した他法人に係る非公開情報等の共有については、平成26年3月28日付「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」の考え方が基本的に維持されます。</p> <p>他法人に係る非公開情報等を銀行や証券会社に伝達した法人が当該他法人の使者・代理人に該当する場合や、当該他法人が証券会社の顧客に該当する場合は、当該非公開情報等を同一金融グループ内銀行と証券会社間で共有するにあたり、当該他法人の同意を取得する必要がありますが、今般の内閣府令改正により、当該他法人が外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）である場合は、当該外国法人からの同意は不要となります。一方、当該他法人に係る非公開情報等が国内法人に係る情報でもある場合、引き続き当該国内法人からの同意は必要です。この点を明確にするため、平成26年3月28日付「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」の必要な見直しを行っています。</p> <p>今般の内閣府令の改正は、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける報告（2020年12月23日）を受け、行うものですが、上記報告においては、「国内顧客に関する規制の潜脱が起きないように、適切な対応が求められる。」との指摘もされている点に留意が必要です。</p>
16	<p>在日の金融機関（日系、外資系問わない）と日本法人の海外子会社（外国法人に該当。）との間で、取引等（引受、M&A 助言等）が発生する場合がある。海外子会社に関する情報については通常、当該海外子会社から直接受領するが、取引の内容等によっては、当該海外子会社の親会社（すなわち日本法人の日本に所在する本社）経由で当該海外子会社に関する情報を受領することがある。すなわち、親会社である日本法人が海外子会社による日本の金融機関との取引について事実上の窓口になっている場合（「事実上の窓口」とは親会社日本法人は、海外子会社の情報を物理的に伝達するにとどまる場合となる。）、当該日本法人から受領する海外子会社の情報については外国法人に関する情報と理解してよいか。</p>	

17	<p>外国法人の日本の子会社又は親会社が、当該外国法人の代理として行う取引（当該取引は当該外国法人に帰結）に係る情報は、日本の子会社又は親会社の代理行為が当該外国法人に帰属するため、非公開情報に該当しないという理解でよいか。</p>	
18	<p>子会社であっても、外国法人とは別法人格であるため、外国法人の日本子会社又は親会社の取引に係る情報は非公開情報に該当するという理解でよいか。</p>	
19	<p>外国法人が、当該外国法人の日本子会社又は親会社の代理として行う取引（当該取引は本邦親会社又は子会社に帰属）に係る情報は、外国法人の代理行為が日本子会社又は親会社に帰属するため、非公開情報に該当するという理解でよいか。</p>	
20	<p>非公開情報の定義から外国法人に関する情報が除外されたことから、改正後、金商業等府令第153条第1項第7号イに規定する同意書面のない日本の顧客について、当該顧客から提供を受けた、その海外子会社に関する公開されていない情報を、親法人等に提供する行為は法令違反に該当しないという理解でよいか。</p>	
21	<p>金商業等府令第153条第1項第8号は、非公開情報を利用した金融商品取引契約の締結の勧誘を制限するものであるが、改正案において非公開情報から外国法人に係る情報が除かれるところ、外国法人と国内法人の情報が混在しているような場合、同号の勧誘は制限されるという理解でよいか。また、このような場合における勧誘を制限するための取扱いの詳細は、今後、Q&Aなどで明らかにされるという理解でよいか。</p>	
22	<p>日本法人の外国親子法人の担当者から入手した情報は、当該担当者が日本法人を兼務している場合であっても、当該外国親子法人に係る情報は、当該外国親子法人に帰属する情報であると考えられ、非公開情報に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>今般の改正内閣府令は外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）に係る非公開情報等について、情報授受規制の対象から除外するものです。</p> <p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘のケースについては、当該外国法人に係る情報に限り（国内法人に係る情報となる情報を除き）、非公開情報等に該当しないこととなります。</p>
N o .	<p>●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4（いわゆるホームベースルール）</p>	

23	<p>今改正に伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4 の「非共有情報」の定義からも外国法人の非公開情報等は除外されるとの理解でよいか。その帰結として、同 IV-3-1-4 (2)6 のホームベースルールは外国法人の非公開情報等については適用がないことになるという理解でよいか。</p>	<p>今般の改正に伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4 の「非共有情報」の定義からも外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）に係る非公開情報等は除外され、貴見の通り、いわゆるホームベースルールも適用されないこととなります。</p> <p>なお、今回の改正は外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。）に係る非公開情報等について情報授受規制の対象から除外するものですが、顧客情報の管理等に係るその他の規制等については引き続き遵守する必要がありますことに留意が必要です。</p> <p>ホームベースルールの適用に関するご指摘については、貴重なご意見として承ります。</p>
24	<p>金融商品取引業者等向け総合的な監督指針では、銀行・証券を兼務するいわゆる兼職者について、「当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと」（いわゆるホームベースルール）が定められている。他方、本改正後は、金商業等府令第1条第4項第12号に定める非公開情報の定義から、「外国法人に係るものを除く」とされている。これらを踏まえると、外国法人に係るものについては、上記ホームベースルールからも対象外になってしまうのではないか。</p> <p>ホームベースルールは、非公開情報授受規制の徹底を図る趣旨以外にも、証券会社との公正な競争条件の確保と銀証分離の徹底を図る観点から、いわゆるユニバーサルバンク業務を実質的に否定・制限する趣旨で導入されたものと理解。このような我が国固有の事情を踏まえた別の法理であることを踏まえれば、外国法人について非公開情報授受規制の対象とするとしても、ホームベースルールについては引き続き適用すべきではないか。</p>	<p>ホームベースルールの適用に関するご指摘については、貴重なご意見として承ります。</p>
No.	●法定帳簿（同意書面等）の保存義務	
25	<p>今改正前の時期に外国法人から取得した情報共有同意書（今改正前の外国法人特例に基づき取得した電子メールによる同意等を含む。）に関しては、今改正に伴い、金商業等府令第157条第1項第2号ハおよび同第2項に基づく法定帳簿としての保存義務（失効後5年間）は消滅するという理解でよいか。この点は、経過措置として附則に明記されるという理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第157条第1項第2号ハに規定する書面については、金商法上の法定帳簿ではなくなるものの、施行日より前に取得した同意により作成したそれらの書面等については、当該書面等の作成時点で定められた期間の保存義務が引き続き課されることに留意が必要です。</p>
No.	●その他	
26	<p>仮に法令上、外国法人について非公開情報授受規制の対象外とするにしても、例えば、日本証券業協会の自主規制などにおいて、骨抜きとは言わないが、緩和されたとしても実害が生じないよう、法令の不足を補う形で銀証間の連携や外国法人に</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>係る非公開情報の取扱いについて別途の特別な制限を加えることは可能か。</p>	
27	<p>非公開情報等に関する規制の緩和は、緩和ありきではなく、銀行の利益相反や優越的地位の濫用を抑制するための法規制の整備や監督体制の強化によりこれらの懸念が払拭されることを前提として検討し得るものとする。外国法人顧客の非公開情報等に係る府令改正にあっても、国内法人の情報が結果として共有されその利益を害されるような解釈、運用が行われるような事態を防止する観点や、特に国内法人の子会社等である外国法人に対する銀行の優越的地位の濫用の影響を受ける懸念に対し対応するために、非公開情報の授受の制限に関する Q&A の改正等の措置が十分に行われるべきである。2021 年 4 月 15 日の金融審議会・市場制度ワーキング・グループにおける事務局説明資料において、国内の事業法人からの声として、現に国内の銀行における構造上の優越的な立場に起因する弊害や金融グループ内での情報共有・利用の在り方への懸念等が相当数指摘されている事実は軽視されるべきではなく、これを踏まえ、国内顧客も含めて銀行の利益相反や優越的地位の濫用を抑制するための法規制の整備や監督体制の強化が確実に行われることが必要となるものとする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
28	<p>外国法人を非公開情報授受規制の対象外とできる金融機関は、海外業務について十分なリスク管理態勢が確保されている金融機関に限定し、かつ、その旨の検証プロセスとして金融庁による承認制にすべきである。</p> <p>既に広く報じられている通り、足許、日本の証券会社や海外大手証券会社で、米国顧客との取引に起因して多額の損害が生じる可能性のある事象が発生している中で、外国法人について一律非公開情報授受規制の対象外とすれば、リスク管理態勢が十分でない金融機関まで、十分なリスク管理態勢が整備されないまま、海外ビジネスを拡大させることになりかねない。</p> <p>市場制度ワーキング・グループ報告書では、外国法人を非公開情報授受規制の対象外とする根拠として、「諸外国において利益相反管理等の顧客保</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>護に係る取組みが進展している中、当該顧客が経済活動を行う国における規制に上乗せして本邦規制を課す必要性は必ずしも高くない」としている。しかしながら、上記事例を踏まえれば、諸外国における規制に準拠していても、リスク管理態勢が十分でない金融機関が存在することは明らかであり、不十分なリスク管理に起因する損失は、グループ全体に影響を及ぼすことに鑑みると、少なくともリスク管理については、諸外国における規制の存在を前提とすることはできない。</p> <p>したがって、一律の緩和ではなく、承認制の下で、リスク管理体制が十分な金融機関に限って緩和すべきである。少なくとも、巨額の損失を計上した金融機関については、本件緩和措置の施行に先立ち、改めてリスク管理態勢について十分厳格に検証し、本件緩和が将来再び巨額損失の発生につながることをないようにしてもらいたい。</p>	
29	<p>外国法人といえど銀行と証券会社の間で情報共有がなされることに危惧を覚える。</p> <p>外国法人であっても日本の金融機関と融資等の取引がある者もあるなかで、融資先に対して、グループ証券会社と取引をするよう圧力をかけてきたり、グループ証券会社における取引内容により銀行取引において種々の不都合をもたらされうる危険性があるからである。</p> <p>このような危険性の排除に、有益な法規制がない中で、かかる内閣府令改正がなされることには反対である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>